

## 会議録

### 令和3年第3回更別村議会定例会

第4日（令和3年9月15日）

#### ◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第73号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 第 4 議案第83号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件
- 第 5 意見書案第 3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件
- 第 6 意見書案第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件
- 第 7 意見書案第 5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件
- 第 8 意見書案第 6号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書の件
- 第 9 意見書案第 7号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の件
- 第10 意見書案第 8号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の件
- 第11 意見書案第 9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の件
- 第12 意見書案第10号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の件
- 第13 意見書案第11号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の件
- 第14 意見書案第12号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の件
- 第15 意見書案第13号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の件
- 第16 村政に関する一般質問
- 第17 議員の派遣の件
- 第18 閉会中の所管事務調査の件

#### ◎出席議員（7名）

議長 8番 高木 修 一      副議長 7番 織 田 忠 司

1番 遠藤久雄  
4番 松橋昌和  
6番 安村敏博

3番 小谷文子  
5番 太田綱基

◎欠席議員（1名）

2番 上田幸彦

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	高田大資	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	新関保	子育て応援課	石川亮
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	小林浩二
学校給食 センター所長	安部昭彦	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	伊東秀行
書記	南雲美幸		

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、2番、上田議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

第3回議会定例会の追加提出案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月15日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

追加提出案件の状況などを考慮した結果、会期に変更はなく、9月16日までの8日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 議案第73号

○議長 日程第3、議案第73号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会に付託いたしました議案第73号について委員長に審査報告を求めます。

遠藤総務厚生常任委員長。

○遠藤総務厚生常任委員長 報告いたします。

第3回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、9月10日、担当課長及び課長補佐の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第73号 更別村過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る更別村過疎地域持続的発展市町村計画の策定を受け、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による地方財政補填の支援措置を受けることを目的にこの条例を制定するものです。慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第73号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第73号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第73号に対する委員長報告は可決であります。議案第73号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は可決されました。

#### ◎日程第4 議案第83号

○議 長 日程第4、議案第83号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第83号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,338万5,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。6ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費で財源振替を行うものであります。一般会計補正予算(第4号)で

追加補正いたしました中小企業経営持続化対策給付金の財源、一般財源323万7,000円を同額の国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に振り替えるものがあります。

続きまして、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費で24万7,000円を追加し、補正後の額を6,591万1,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業、節18負担金補助及び交付金で教育関係助成金、修学旅行等取消料助成金24万7,000円を追加するものであります。9月16日、明日から17日にかけて更別村立小学校2校合同修学旅行が予定されておりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い北海道におきまして緊急事態宣言が発出されていることから、延期を決定いたしました。このため、交通費、宿泊費等にキャンセル料が発生し、キャンセル料相当額を助成することにより、保護者及び引率教諭の経済的負担の軽減を図るものであります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、348万3,000円を追加し、補正後の額を9,974万8,000円とするものであります。新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の一つとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、事業者支援分の追加交付が示されましたことから、追加するものであります。

続きまして、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、323万6,000円を減額し、補正後の額を1億2,144万5,000円とするものであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加に伴い、財源不足を補うために繰り入れることとしております。財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第83号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第3号

○議 長 日程第5、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本村をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

森林を将来の世代に引き継いでいくため、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化が必要なことから、国において次の措置を講ずるよう求めるため、別紙意見書を遠藤議員、松橋議員、太田議員、安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第4号

○議 長 日程第6、意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、安村さん。

○6番安村議員 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られ、地方税財源の充実が不可欠な状況となっています。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう求めるため、別紙意見書を遠藤議員、小谷議員、松橋議員、太田議員、織田議員の賛成を得て提出するものでございます。

賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第5号

○議 長 日程第7、意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、織田さん。

○7番織田議員 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力により、観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道経済は幅広い分野で大きな打撃を受けています。また、近年道内においても、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあります。

今後は、ポストコロナを見据えた取組を加速することが必要であり、そのために道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みや潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要となっています。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況下であり、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要なことから、国において次の事項について特段の措置を講ずることを求め、別紙意見書を遠藤議員、小谷議員、松橋議員、太田議員、安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第5号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 意見書案第6号

○議 長 日程第8、意見書案第6号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



1 番、遠藤さん。

○1 番遠藤議員 意見書案第 6 号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

さまざまな課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、2021年3月31日、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校全学年での35人学級の実現に道を開きました。

しかし、コロナ禍の影響により、密を避けるための身体的距離の確保など、さらなる少人数学級を求める声が出されています。そして、小学校全学年での35人以下学級の早期実現、小学校・中学校・高校の全学年で「20人学級」を展望したさらなる少人数学級の実現は、多くの父母・保護者、教職員、地域住民の願いです。

また、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、「20人学級」を展望したさらなる少人数学級の前進と、そのための教職員定数の改善を行うことが極めて重要なことから、国及び国会に対し、次の事項について特段の措置を講ずることを求めるため、別紙意見書を松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第 6 号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 意見書案第 7 号

○議 長 日程第 9、意見書案第 7 号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特

別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、太田さん。

○5番太田議員 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は2010年度から10年間で2万3008人増加しています。一方、学校数は110校の増加であり、在籍数の増加に見合った学校建設が進んでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

この問題の根本に、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある「学校設置基準」が、特別支援学校にはないことがあります。

多くの父母や保護者・団体の運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつありますが、児童・生徒数や学級数の上限等の規定など、実効性のある「設置基準」の策定なしには、特別支援学校の過大過密の解消や教育環境の改善にはつながりません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数も増加しており、小中学校合わせて2010年度からの10年間で約2.07倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態には大きな差があります。さらに、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

1993年の定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変更がなく、この引下げが必要です。

以上のことから、国会及び政府において、次の事項について特段の措置を講ずることを求めるため、別紙意見書を遠藤議員、小谷議員、松橋議員、安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第7号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第8号

○議 長 日程第10、意見書案第8号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 意見書案第8号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

文部科学省の2020年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関への進学率は83.5%に達しています。その約半数が貸与制奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業しています。

文科省は「奨学金返還の負担を軽減するため」として、2018年度入学生から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を導入しましたが、収入ゼロでも毎月2000円の返還を求めるなど問題があります。奨学金は給付が基本であり、貸与の奨学金は「教育ローン」と同じです。

OECD加盟国では、日本のように大学授業料が高額で給付奨学金が非常に限定的という国はチリ・韓国しかありません。

日本の「公財政教育支出の対GDP比」は2017年度で2.9%とOECD諸国の中では下から2番目であり、これをOECD諸国平均となる4.1%まで引き上げれば、就学前から大学まで教育の無償化を進めることが可能となります。

よって、国及び国会に対し、次の事項を実現するよう強く求めるため、別紙意見書を遠藤議員、太田議員、の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第8号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める意見書の件を

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第9号

○議長 長 日程第11、意見書案第9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することが予定されていることは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではありません。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解しています。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題であります。

安全保障の議論は日本全体の問題です。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、当事者意識をもった国民的議論により決すべきであり、最終的には国会で、国が責任を負う法整備等の仕組みのなかで行うべきであります。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法の規定に基づき、公正かつ民主的に解決すべく、次のことを強く要請するため、別紙意見書を提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから意見書案第9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 意見書案第10号

○議 長 日程第12、意見書案第10号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 意見書案第10号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による急激かつ大幅な景気後退は、いまだ回復の兆しが見えない深刻な状況が続いています。

このような経済状況の中、令和5年10月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。

軽減税率導入で消費税制度が複雑化し、さらにインボイス制度が導入されれば、事業者にと事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える免税消費者が取引から排除されるおそれがあります。

また、中小、小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、インボイス制度導入を契機に廃業の増加や、成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。

さらに多くの中小業者団体や日本税理士会連合会などが制度の導入中止や見直し、延期を求めていることから、国及び国会に対し、インボイス制度の導入中止を強く求めるため、別紙意見書を太田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから意見書案第10号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 意見書案第11号

○議 長 日程第13、意見書案第11号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、太田さん。

○5番太田議員 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提案理由を申し上げます。  
内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦が同姓も別姓も選べる、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回りました。特に多くの人々が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。

1996年2月に法制審議会が民法改正を答申してから25年が経過しましたが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていません。

本年6月、民法第750条の規定が憲法に違反するかどうか争われた特別広告事件について、最高裁判所大法廷は、合憲とする判断を示しました。その一方で、「制度の在り方は、平成27年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき」とし、再びこの問題の解決を国会に委ねました。

現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えています。改姓によって、これまで築き上げたキャリアの分断や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く、それを避けるため結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実です。家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国および国会の責務と考えます。

よって、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めるため、別紙意見書を遠藤議員の賛同を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第11号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 意見書案第12号

○議 長 日程第14、意見書案第12号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、安村さん。

○6番安村議員 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄線などで亡くなられた241,593名の氏名が刻銘されています。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われています。先の大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されるものではありません。

よって、下記の事項が速やかに実現されることを求めるため、別紙意見書を小谷議員の賛

成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから意見書案第12号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 意見書案第13号

○議 長 日程第15、意見書案第13号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、織田さん。

○7番織田議員 意見書案第13号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

新型コロナウイルス感染の拡大が収まらず、未だに世界全体に経済の低迷を招いており、国内では8月27日から21都道府県に「緊急事態宣言」が拡大されるなど、危機的な状況にあります。

この影響で、観光・インバウンド需要の落ち込みや人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起の対策の強化が不可欠となっています。

こうしたなか、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨により、農作物全般に被害が及んでおり、特に馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大せず、玉ねぎでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれています。また、野菜では、高温障害等で廃耕する圃場もあり、酪農・畜産においても、飼料作物が地域によっては収量が半分以下



に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧されています。

次年度の営農継続に向けて適切な対策がとられますように、国に対し、次の内容を求めるため、別紙意見書を遠藤議員、小谷議員、松橋議員、太田議員、安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから意見書案第13号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。  
この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 村政に関する一般質問

○議 長 日程第16、村政に関する一般質問を行います。  
順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきまして質問させていただきます。  
村有地の管理並びに今後の利活用の方針などにつき、景観保全の見地からも課題であると見られる事項につき基本的な考え方と今後の対応策について質疑いたしますので、より明確な回答と見解をお願い申し上げます。

更別村景観保全条例は、自然環境、生活環境の融和により景観形成を図り、もって村民の安全で快適な生活を営むとの理念であります。村自らの景観保全の在り方につき課題は

ないのか、しっかり検証する必要があると感じるところであります。村は、環境に配慮した対策を講じていると評価できる一方、所有遊休地の有効利用に関する対策に消極的な一面もあることが課題の助長につながっているのではないかと懸念しているところでございます。指導すべき立場にある村が自らの所有管理地などの景観保全を軽んずることは許されるはずもありません。今日の課題として、村有地の環境管理並びに利活用方針について村長の見解を求めるとともに、早期改善着手を要望いたします。

まず、旧試験圃でイネ科穀物ソルガムの研究栽培をしておりますが、試験圃場全体が雑草繁茂し、景観が極めて損なわれていると思っておりますが、明確な管理体制と今後の利活用方針について見解を求めます。

加えて、曙公営住宅跡地について雑草が繁茂状況にあり、教育施設もある中、管理体制の在り方並びに利活用方針について加えて見解を求めたいというふうに思います。

周辺環境整備の課題として、公営住宅の芝生枯死、市街地近郊側溝や分譲住宅地未販売分の雑草繁茂状況の長期化、本年、今年特に多く目立ちますのが犬のふんの放置状況でございます。環境配慮の徹底が必要、重要と考えますが、対応への見解を求めさせていただきます。お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの村有地の環境管理と利活用促進に向けての対応についてのご質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

ご質問にありますとおり、村では更別村景観保全条例において、誇りと愛着の持てる郷土として次の世代に受け継いでいくため必要な調査を行い、良好な景観形成に必要な施策に取り組むこととしております。また、村有財産に関しましては、行政財産、普通財産を問わず、周辺の自然環境、生活環境に配慮し、村民の皆様が安全で快適な生活を営むことができるよう、適切な維持管理に努めているところであります。また、村では、将来的な村づくりを見据えた土地利用が求められ、村が所有する未利用地につきましては利活用の方針が定まるまではある程度未利用地として管理しなければならないものと考えております。先ほども申しましたとおり、未利用地を含め、また村有財産の管理に当たりましては村民の皆様が安全で快適な生活を営むことができるよう、適切かつ効率的に維持管理に努めなければならないと考えておまして、決して景観保全を軽んじているわけではございません。よろしくご理解の上、お願い申し上げたいというふうに思います。

ご質問の1つ目ですけれども、旧試験圃場についてであります。以前に質問をいただいた際にもお話をしておりますが、平成15年度に規模を縮小し、平成17年度に休止、関係機関と協議を重ねた結果、平成18年度に廃止とした経過があります。廃止後は、旧試験圃の名称で農業者グループなどへの自主研修、研究の場として貸出しを行い、最近では議員もお話しされましたとおり、東京大学がイネ科の穀物ソルガムの研究開発に対して一部貸与を行っているところであります。

旧試験圃の管理体制につきましては、現在ふるさとプラザのイベント広場に隣接する以

前トラクターBAMB Aで使用しておりました箇所につきましては、ふるさとプラザと一体的に草刈りを定期的に行っているところであります。また、残る区画につきましては、従来より更別村農業経営生産対策推進会議において管理を行っており、圃場の耕起による除草、圃場周辺の草刈り等を実施しているところであります。本年度も年3回程度の耕起、草刈りを行いました。時期によってはご指摘のとおり雑草の繁茂も見られたこともあり、来年度に向けてはより定期的、効率的な除草作業を心がけ、景観保全に努めてまいりたいと考えております。また、貸出し時につきましても借受け者において管理をいただくことを条件としておりますことから、適切な管理を求めてまいりたいというふうに考えております。

今後の利用方針につきましては、引き続き農業振興を目的とした活用を中心に考えておりますけれども、検討を進める中で農業振興に向けた有効な活用は図られないと判断した場合につきましては、農業振興対策以外の新たな土地利用の方法も含めて検討しなければならないと考えております。

次に、ご質問の2点目、曙団地公営住宅跡地につきましてはですが、状況を確認しながら草刈りを行っておりますけれども、今後とも周辺環境に十分注意を払い、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。なお、当該土地は曙団地内にある福祉の里総合センター、中央中学校の近くに位置することから、様々な利活用の可能性が考えられております。将来的な村づくりを踏まえたものとなるよう検討することとしておりますけれども、利活用の方針が定まるまでは普通財産として適切に管理してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の3点目でありまして、公営住宅の芝生の枯死につきましては、特に若葉団地におきましてカラスのついでみ被害により枯死している箇所が見受けられたところであります。本年6月に補修作業を行ったところであります。今後も状況を確認しながら対応してまいりたいと考えております。市街地近郊の側溝に関しましては、のり崩れの防止や労力の観点から草刈りを行っておりませんが、市街地の景観に配慮することも考慮して、可能な範囲で取り組んでまいりたいと考えております。分譲住宅地未販売分の雑草繁茂状況の長期化ということであります。現在分譲中の新コムニ団地の管理につきましては、4月に未契約住宅地の草刈り作業の委託契約を締結しております。5月から9月までの計3回実施したところであります。販売済みの宅地につきましては、購入者に対し草刈りをお願いしているところでありまして、損害の購入者に対しては委託事業者の紹介などを行っております。

また、なお犬のふんの放置に関しましては、これまで犬の飼い方のマナーのチラシを作成し、全戸に配布するとともに、毎年村広報で犬の飼い方につきましてという記事を掲載しております。今後とも飼い主の皆さんにマナーを守っていただくよう呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 親切な説明ありがとうございました。一番最後に申しあげました公営住

宅の芝生の枯死並びに市街地周辺の環境整備、特に中学校の通路については極めて道道ということもあると思うのですね、のり面については。ですから、村がなかなかその部分について実効的にできないという部分もあるかもしれませんが、その点については道道ですので、それなりの機関にご協力をいただければというふうに思っています。村長も言ったように、中学生が環境美化でごみ拾い一生懸命やっているという実態の中で、通学路が雑草が繁茂している。それは、環境的にも問題あるでしょうし、また病害虫の発生も懸念されますので、そういう面も含めて十分これから配慮した中でしっかりと取り組んでいただきたいということで要望したいと思います。

犬のふんについては、本当に私もあまり多くは歩かないのですけれども、今年ちょっと健康管理のためということで近々を歩いているのですけれども、非常に多いです。これ何とか環境美化の関連からも含めて、チラシを作成したり広報でという話がございましたけれども、しっかりと環境の保全に、村内の環境美化に努めるということの観点でいま一度村民に広く周知徹底していただきたいというふうをお願いを申し上げたいというふうに思っております。

そこで、課題の山積しているという旧試験圃の関係と旧曙団地公営住宅跡地の関係でございすけれども、旧試験圃については村長今説明いただいたように、平成の18年にある程度その方針を農業の試験圃から撤退するということの決断をして、発展的決断をしてということで、これ10年、実質は放置していたというか、用途性が定まらない中でできていたわけでした、私最初に平成29年の3月の定例会でこれは質疑させていただきました。加えて、平成30年6月の定例会にも一般質問をさせていただきました。29年の定例会での村長答弁については、イチゴの栽培、シャクヤク栽培、熱中小学校事業での小麦栽培ということである程度考えていきたい。28年の継続ということでタラノメ、フラワーゾーンの造成という部分も視野に置きながら利活用を図っていきたいという回答をいただきました。30年については、熱中小学校のピザプロジェクトということで小麦試験、そしてケールの無加温栽培の試験等の回答をいただきました。検討事項として、村長は新規就農者対策として研修生の作業機械の練習場等についての利活用についても検討していくとのご回答をいただきました。

実質的に私が問題にしたいのは、雑草もそうですけれども、このように今回も試験ということで、東京大学の研究室ということでソルガムの試験栽培していますけれども、実質的に試験栽培というふうなしっかりした栽培過程になっていないということが指摘事項なのです。そこは、しっかりと試験をやっているのだったら試験をやっているという形の中で、あるいは国道なりなんなりから見たとき、皆さんも御存じだと思うのですけれども、試験圃あるなんて誰も思いません。非常に雑然としています。たまたま私が一般質問を出した数日後か何かよく分かりませんが、少しまつりになっていくような感じもありますけれども、そういう形の管理の仕方ですけれども、平成18年からの継続の審議の中で令和3年、4年という中でこれ以上放置するということは、管理体制も含めて今二重構造になっていますよね。旧試験圃のふるさとプラザについては、そちらのほうで管理している。試験圃につい

ては、生産対策会議があるから、また課が違うと。それはそれで理解するというよりも、それはそれなりに分からないわけではないですけども、そこは一体化した利活用についてきちっと検討するというよりも方針を出すべきだと思いますけれども、その点のご回答をいただきたいと思います。

曙団地は、今取り壊してそのままになっているということでありますので、それはそれなりの猶予期間があると思いますので、それなりに回答を待ちたいというふうに思っておりますけれども、旧試験圃についての見解を求めたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 29年、それと30年、今回で3回目ですよ、大変申し訳ありません。同じ質問を受けて、速やかに利活用、草刈りについては指示しましたので、今試験圃のほうはきれいになっているところです。ただ、ソルガムの周辺だけちょっと残っていますけれども、そこは今東京大学とかクワンテックという会社来ていますので、そこに指示はしておりますということでありますけれども、その部分はやはり早急に、新規就農者あるいは農業機械の訓練とか、いろんなことがあったのだけれども、そろそろ的を絞ってやらなければいけないということは本当にご指摘のとおりだというふうに考えております。

前段の中学校の通学路、南4線は指示して、やりました。建設水道課で、やっぱり学校もありますし、その周りのところが幾ら道道といいましても、あまりにも環境的には教育環境としても悪いのではないかということで、南4線については手をつけました。あと、道道に関しましては、開発局とか開建とか、大樹の事務所とか管理事務所とか、そこに働きかけてやりたいというふうに考えております。

犬のふんにつきましても、広報だけでは駄目なので、住民生活課とちょっと話しましたので、住民への啓蒙活動とか飼い主の方のマナーの徹底ということで呼びかけてはいきたいというふうに思います。

最大のポイントである試験場ですけども、本当に以前からも指摘されていますけれども、更別公園設置条例の中に入っていて、その中でふるさとプラザという位置づけになっていて、そしてなおかつふるさと館管理条例の中にも入ってしまっていて、かなり複雑なところになっていて、どこが一体管理をして、どういうふうにするのかというようなこと、あるいはそこに入ってきた推進委員会の部分もありますし、いろんな試験圃をやって、私もしばしば目撃をしたりあって、いろいろこれまで、国道に面していることから、いろいろ繁茂していたりということで非常に景観的にも悪いというような話があって、その都度改善を目指してきたわけですけども、その部分をしっかりと、環境保全の我々景観条例を持っているわけですから、しっかりやらなければいけないということなのですけれども、根本は安村議員さんおっしゃるとおり、この部分をどういうふうに活用していくのかという問題をやっぱり抜本的に解決していかないと駄目だということで、以前にもこの部分について施設周辺の利活用方針の具体化を図って、ガイドラインもつくって、できればそういうようなもの、今までいろんなところが複雑に交差している条例等を一旦整理をして、利活用に向けた条例

の制定に向けて検討すべきではないかという大変貴重なご意見いただきました。それがずっとそのままになっているということもありまして、私ちょっと反省をしております。

その部分はしっかり、条例等の整合性とかもありますけれども、農業関係だけでは利活用難しいということもありますし、また進出企業とかいろいろ来ていて、事務所がないとか、宿泊施設がないとか、そういう開設する場所がないということでたくさんご意見いただいています。村有地も少ないということもありまして、だからその部分を含めて今曙団地の跡地をどうやって活用していくのかというのはありますけれども、るる検討もしていますけれども、そういうところもしっかり本当にスピード感上げてやって、それを議員の皆さんに提示をしなければいけないのかなというふうなことを思っています。その辺につきまして、安村議員さんからのご指摘のとおり、どういう利活用ができるのかという方針を具体的に明確にするというところをしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

ただ、1点だけ環境が変わっているのは、あそこに5Gがついているということなのです。それで、土地は利活用というか、耕したり、そういう植物対応というのはなかなか、今東京大学が11月にサテライトキャンパス来ますから、東大の試験圃場という形で貸し出すということには今しておりますけれども、実習をしてもらいますけれども、そうではなくて例えばドローンがこの間も災害でして、5Gを使えば村長室からドローンで災害の関係のできるとか、同時に東京から操縦ができるとか、あるいは3Dマップを作成しながら、災害状況あるいは行方不明者の捜索とか、いろんな形ができると思います。そういう点では先端技術のいろんな利活用については通信環境整っておりますので、そういう活用の仕方も一方ではあるのではないかというふうに思います。

ただ、本当にあれだけ広大なところをしっかりと目的を持ってやっていかないと、せっかくの村有地でありますから、村有地は村民の財産でありますから、安村議員さんご指摘のとおりしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 旧試験圃についてはいろいろな捉え方があると思うのですが、はっきり言いまして農業振興対策という位置づけの中、旧試験圃ですので、その名称が消えたといえどもあくまでも考え方の基本として農業振興対策に使うのだというのは、もう禁句だと思います。もう過去形だと思います。はっきり言って使えないです。それは、認識していただきたいです。

私29年、30年の中でそれぞれのシャクヤクだとか、そういう部分の具体的ケールだとか、そういう部分、あるいは酪農家の、私も正式に多分説明受けたと思うのですが、牧草の品種試験だとかという部分あったとしても、全体的に使われていない。今回の東大のソルガム、どのぐらいの面積を要するのか分からないですけれども、本当に一部分、2ヘクタールなり2.5ヘクタールある中の1アール、10アールにも満たないような形の利用で、それが旧試験圃というか、農業施策の中の一環としての押さえ方の中での全体像として位置づけ



○6番安村議員 ありがとうございます。なるべく早めに、素案でいいですので、何かこれに向けてというものがあれば早期に提案していただきたいということで要望したいと思います。

以上をもちまして終わらせていただきます。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

#### ◎日程第17 議員の派遣の件

○議 長 日程第17、議員の派遣の件を議題といたします。

10月8日に広尾町で開催される南十勝町村議会議員研修会に全議員を、11月4日に幕別町で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、10月8日に広尾町で開催される南十勝町村議会議員研修会に全議員を、11月4日に幕別町で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を派遣することに決定しました。

#### ◎日程第18 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第18、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会から村所有の遊休施設及び遊休地の管理状況と今後の利活用について、産業文教常任委員会から有害鳥獣による被害状況と対策について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

#### ◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。



◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和3年第3回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午前11時40分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員